

# 10月から浄化槽の 定期水質検査制度が変わります

浄化槽を使用されている方は「保守点検」「清掃」とは別に年1回の「定期水質検査」の受検が法律により義務付けられています。

10月からの定期水質検査では、浄化槽の正確な機能診断のため、検査項目に放流水のBOD（生物化学的酸素要求量）が追加されます。（単独処理浄化槽は除きます）

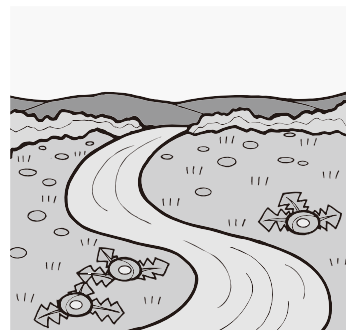
BODは、水の有機物による汚濁の程度を示す指標です。工場などからの排水にもBOD検査が行われており、川の汚れの重要な指標でもあります。BOD検査によって浄化槽の機能をより正確に診断することができます。

また、家庭用の浄化槽（10人槽以下）については、知事が指定した検査機関と提携した保守点検業者が、採水などの定期水質検査の補助業務が行えるようになりました。

現在、家庭からの生活排水が川の汚濁原因の7割以上を占めています。浄化槽を安心して使い、地域の水環境を良好に保つために、必ず定期水質検査を受けるようにしましょう。

まだ検査を受けていない方は、契約している保守点検業者・清掃業者、あるいは知事指定検査機関に連絡し検査の手続きをしてください。

なお、定期水質検査の手数料（10人槽以下5千円）は変わりません。



問合せ (社) 埼玉県浄化槽協会 (知事指定検査機関) ☎048-533-4700

## 台所から川をきれいに

生活排水が川の汚れの大きな原因となっています。ちょっとした心遣いが川をきれいにします。皆様のご協力をお願いします。

### 台所でできる生活排水対策

#### ①三角コーナー

三角コーナーや排水口には水切り袋を付け、たまったごみはこまめに取り除きましょう。ごみがたまりすぎると、きれいな水を流しても汚れた水になってしまいます。

#### ②食器などの油汚れ

食器やフライパンなどの油汚れは、ゴムべらや古紙(布)で拭き取ってから洗いましょう。水へ流す汚れは7割も減らせます。

#### ③天ぷら油

天ぷら油は、油こし紙などで汚れを取り除いて繰り返し使ったり、炒め油に使用しましょう。やむを得ず

捨てる場合は、古紙(布)などに染みこませて、可燃ごみとして排出しましょう。

#### ④洗剤

油污れの少ない物は、水や湯だけで十分きれいになります。アクリルのたわしを使うと簡単に汚れがとれます。洗剤は、石けんなどの分解性のよいものを適量使いましょう。



問合せ 町民生活課環境衛生担当 ☎62-1232